令和5年4月1日現在

佐世保市の補助金制度

佐世保市には、次のような独自の補助金制度があります。どうぞご利用ください。なお、補助金を受けることのできる要件や補助額等の詳細につきましては、各問い合わせ先にお尋ねください。

企業者向け

制度の名称	制度の概要	対象者	内　　容	問い合わせ先
企業立地促進条例による奨励金	佐世保市内において、事業所の新設、増設又は移設を行おうとする事業者等が、一定の要件に該当する場合、各種奨励金の支給を受けることができます。	市内・外の企業（製造業事業者、研究開発を行う事業者、その他本市が定める事業を行う事業者など）	・土地取得奨励金 ・土地等賃借奨励金 ・立地奨励金 ・雇用奨励金 ・工業用水再利用施設整備奨励金 ・オフィスビル整備促進奨励金	企業立地推進局 TEL0956-24-1111 内線　3011～3012 メールアドレス kigyou@city.sasebo.lg.jp
「SASEBO Lifeをはじめよう！」奨学金等返還補助金	市内に定住し、就業した若者などを対象として、奨学金の返還実績に応じ、最大3分の2の額の補助金を最長10年間交付します。 令和4年度から社員の奨学金を代理で返還する企業にも補助します。	① 市内の離島に定住し、そこで働く方②市内で創業する方③市内の製造業・情報サービス業の企業に就業する方④市内で一次産業に就業する方⑤市内の認可保育又は認定こども園に保育士として就業する方⑥市内の介護サービス事業所に就業する人⑦市内交通事業者の路線バス運転士として就業する人⑧市内の事業所等に就業し、基本給が20万円以内の方⑨代理返還　社員の奨学金の一部又は全額を代理返還する企業 ※それぞれに別途条件があります。	対象期間内の返還額を基礎として、 ・要件①の場合 2/3の額（上限20万円） ・要件②③④⑤⑥⑦の場合 1/2の額（上限15万円） ・要件⑧の場合 1/3の額（上限10万円） ・要件⑨の場合 1/3の額（上限10万円） ※最大で10年間申請可能です	西九州させぼ移住サポートプラザ TEL0956-25-9251 メールアドレス uji-turn@city.sasebo.lg.jp
関係人口創出企業支援補助金	市内企業等が副業人材を招請し新たな商品開発・サービス開発、その他販路開拓などを行う場合に、企業が負担する交通費に対して補助します。	副業人材招請に係る交通費を負担する市内企業	招請にかかる交通費実費（宿泊費含まず）×1/2（上限20万円）	西九州させぼ移住サポートプラザ TEL0956-25-9251 メールアドレス uji-turn@city.sasebo.lg.jp
雇用機会拡充事業補助金	宇久島・寺島において事業拡大、創業を行う事業者に対し、その事業資金の一部を補助します。	① 宇久島・寺島に居住して創業する者 ② 宇久島・寺島の事業所において事業拡大を行う者 ③ 主として宇久島・寺島の産品、サービス等の販売を目的として、宇久島・寺島以外の地域において創業する者	対象事業費の3/4以内 【補助上限額】 ① ③創業：450万円 ② 事業拡大：1，200万円 ※事業拡大（設備費・改修費を経費に計上しない場合）：900万円	宇久行政センター 産業建設課 TEL0959-57-3113 メールアドレス u.sangyo@city.sasebo.lg.jp

中小企業等人材育成支援事業補助金	市内の中小企業者が中小企業大学校や九州生産性大学、ポリテクセンター佐世保での研修を受講した場合や、中小企業者や中小企業団体等が人材育成のために研修会を実施した場合や、ポリテクセンターが設置した「生産性向上支援訓練カリキュラムモデル」に設定されたコースのうちデジタル化推進に資するコースを受験した場合、経費の一部を補助します。	市内中小企業者	【中小企業大学校等派遣事業】 ・受講料の1/2以内（消費税等相当額は対象外） ・1企業上限10万円（年間5名以内） 【研修会等開催事業】 ・対象事業費の1/2以内（消費税等相当額は対象外） ・1企業上限10万円 ・中小企業団体又は2企業以上での研修会は30万円 【ポロテク生産性向上支援カリキュラム】 ・対象経費の1/2以内（消費税等相当額は対象外） ・1企業上限3万円	商工労働課 ℡0956-24-1111 内線 3004 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
創業促進補助金	佐世保市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を受け、常用労働者を雇用した創業者に対し、創業に係る必要経費の一部を補助します。	創業時に1人以上の常用労働者を雇用し、製造業等の該当業種で、市内で1年以内に創業した人	補助対象経費（工事費、設備費、広告費）の1/3以内（限度額100万円） 若年創業者（39歳以下）は補助対象経費の1/2以内（限度額100万円） ※対象経費について、UJIターンした創業者は、移住前に本市創業支援ネットワーク機関で支援を受けた際の旅費や、従業員募集のためにハローワークを訪問した際に発生した旅費も含めます。	商工労働課 ℡0956-24-1111 内線 3009 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
新規開業支援利子補給補助金	㈱日本政策金融公庫から開業のため必要な資金を借り入れた市内中小企業者が支払う利子の一部を補助します。	市内中小企業者	12ヶ月相当分の利子支払総額の1/2、上限10万円	商工労働課 ℡0956-24-1111 内線 3004 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	㈱日本政策金融公庫から「小規模事業者経営改善資金」を借り入れた市内中小企業者が支払う利子の一部を補助します。	市内中小企業者	12ヶ月相当分の利子支払総額の1/2、上限10万円	
事業環境変化対応事業補助金	販路開拓や生産性向上のための事業再構築や事業展開を促進し、地域経済の活性化に取り組む中小企業者の方に資金の一部を補助します。	市内に本社（個人事業主にあっては、主たる事業所）を置く、中小企業者	【ECサイト参入・販売促進支援】 補助率1/2以内 上限額50万円 【ネット販売向け新製品開発支援】【ICT・IoT技術を活用した生産性向上支援】【新事業展開支援】 補助率1/2以内 上限額100万円	商工労働課 ℡0956-24-1111 内線 3004 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp

中小企業創造的技術開発支援事業補助金	中小企業等が、新しい技術・製品・システム等の研究開発に取り組むときに必要な経費の一部を補助します。	市内中小企業者	【企画調査】 補助率1/2、上限150万円 【研究開発】 補助率1/2、上限250万円 【小規模企業者支援事業】 補助率1/2、上限50万円	商工労働課 ℡0956-24-1111 内線 3007 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
中小企業販路開拓支援事業補助金	中小企業等が、新たな販路開拓を行うときに、必要な経費の一部を補助します。	市内中小企業者	【展示会出展等、調査費用、広告宣伝等を組み合わせて長期間行う事業】※締切。 ・国内: 補助率1/2、上限150万円 ・海外: 補助率1/2、上限150万円	
UJIターン就職促進事業費補助金	市内中小企業がＵＪＩターン者を対象とした県外で開催される合同企業面談会に参加する際の経費の一部を補助します。	本市に本社または事業所を有する中小企業	補助対象経費（旅費・出展経費）の1/3以内 都市圏毎に30万円が上限額	商工労働課 0956-24-1111 内線 3002 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
市内就職促進事業費補助金	市内中小企業が市内就職の促進や、若者の市外流出を食い止める目的で開催するイベント等の経費の一部を補助します。	市内に事業所を有する中小企業者（3社以上）	補助対象経費（運営費、会場費、広告費）の1/3以内 上限額30万円	
サテライトオフィス等開設支援事業	市内にサテライトオフィス等を開設する事業者に対し、開設にかかる経費の一部及び雇用にかかる費用の一部を補助します	本市内に本社又は支店等の事務所機能を有しておらず、新たにサテライトオフィス等を設置する事業者	(1)サテライトオフィス等開設支援事業 補助対象経費(施設関連費・人事異動関連費・賃料等)の1/2 以内　上限 300 万円 (2)雇用支援事業 市内在住者の雇用に対し定額1 人当たり30 万円、開設から3 ケ年度で上限 10 人 (1)(2)を併用する場合は、限度額を 500 万円とする	商工労働課 ℡0956-24-1111 内線 3009 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
中小企業デジタル化支援事業補助金	新しい生活様式の実践や生産性向上への取組みとして、ITツールを導入する事業に要する経費の一部を補助します。	市内に本社(個人事業主にあっては、主たる事業所)を置く、中小企業者	○対象経費:ソフトウェア導入費用、ハードウェア導入費用、専門家経費　等 ○補助率:対象経費の1/2 以内 ○補助上限額:50 万円	
魅力ある商店街創出支援事業補助金	人々が集い魅力と活力に溢れた商店街を創出するための事業等に取り組む商工会議所又は市内の商店街で組織する事業協同組合等に対し、事業費の一部を補助します。	商工会議所及び市内の商店街組合等	原則、補助対象経費の1/2及び1/3以内(県の補助による加算あり。)※事業区分に応じて補助上限額等の支援内容が異なります。	商工労働課 ℡0956-24-1111 内線 3003 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp

魅力ある個店グループ創出支援事業補助金	個店の機能強化・売上向上等を目的として、2者以上の個店グループが実施する事業費の一部を補助します。	市内に店舗等を有する従業員5人以下の小売業者等	補助率　1/2以内 上限額　30万円（一部事業については100万円） ※県の補助による加算あり	商工労働課 TEL0956-24-1111 内線　3003 メールアドレス syouko@city.sasebo.lg.jp
観光施設設置奨励金	3億円以上の固定資産評価額の投資を行うか、新規常時雇用者が30人以上の施設で、市長が適当と認める観光施設設置に対して奨励金を交付します。	観光施設設置者	観光施設を新設または増設した部分の固定資産税に相当する額の80％以内で、上限は1億円	観光課 TEL0956-24-1111 内線　3024・3025 メールアドレス kankou@city.sasebo.lg.jp
修学旅行誘致助成事業補助金	修学旅行を誘致するため、市内の参画宿泊施設に宿泊する中学校または高等学校の修学旅行を取り扱う旅行会社に対し宿泊費の一部を補助します。	旅行会社	修学旅行の延べ宿泊人数（生徒及び教諭の延べ人数、ただし、添乗員等は宿泊人数に含めない。）に一人当たり1,000円を乗じた額	（公財）佐世保観光コンベンション協会 TEL0956-23-3369 メールアドレス sasebo208@rapid.ocn.ne.jp
資源集団回収助成金	資源集団回収で集められた資源物を回収した回収業者組合に対して助成金を交付します。	資源集団回収で集められた資源物を回収する組合として市に登録した回収業組合	回収業組合員が買い上げ等を行った資源物の量に応じて交付。 ① 古紙類:2 円/kg	廃棄物減量推進課 TEL0956-32-2428 内線　7210-51～56 　　7210-64 メールアドレス recycl@city.sasebo.lg.jp